る。ただし、適用日前の法第十三条第一項の基本手当の日額の算定、法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前である同項に規定する高年齢受給資格者に係る同条第一項の高年齢求職者給付金の額の算定及び法第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日が適用日前である同項に規定する特例受給資格者に係る同条第一項の特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　法第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　三千百円以上五千四百八十円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　五千四百八十円以上一万三千四百九十円以下（法第十六条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、五千四百八十円以上一万二千百二十円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　三千百円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万七千四百円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万八千二百二十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万六千五百四十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万四千九百円

○厚生労働省告示第二百八十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、令和八年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千四百二十九円に変更し、雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（令和七年厚生労働省告示第二百二号）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第二百八十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十九万七千三百六十九円に変更し、令和八年八月以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金（同項の高年齢雇用継続基本給付金をいう。以下同じ。）の額及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金（同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金をいう。以下同じ。）の額の算定について適用し、雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（令和七年厚生労働省告示第二百三号）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額及び同月以前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第二百八十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の十二第九項の規定に基づき、雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件（令和六年厚生労働省告示第三百七十二号）の一部を次のように改正し、令和八年八月以後の支給対象月における育児時短就業給付金（同条第一項の育児時短就業給付金をいう。以下同じ。）の額の算定について適用する。ただし、同年七月以前の支給対象月における育児時短就業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

本則中「四十七万一千三百九十三円」を「四十八万四千百二十一円」に改める。

○経済産業省告示第九十二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第六十条第一項の規定に基づき、次のように同法第三十三条第二項の登録をしたので、同法第七十二条第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	登録をした日
BSIグループジャパン株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号OCEANGATEMINATOMIRAI3階	令和八年七月六日
一般財団法人日本海事協会	東京都千代田区紀尾井町4番7号	令和八年七月十五日
株式会社サステナビリティ会計事務所	東京都千代田区麹町二丁目4番地	令和八年七月十五日

○経済産業省告示第九十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5317	株式会社全東信	大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号　東信ビル	令和八年七月六日から令和九年七月五日まで

○経済産業省告示第九十四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。）第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定に基づき、令和八年七月二十一日付けで競技実施法人として次の法人の指定を更新したので、法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　名称　一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会

二　住所　東京都千代田区富士見二丁目四番十一号

三　事務所の所在地　東京都千代田区富士見二丁目四番十一号

○国土交通省告示第千八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒坪川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十七年建設省告示第二千百八十七号で指定した同号三五に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、一点と三点及び二点と四点を昭和四十七年建設省告示第二千百八十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線並びに三点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°53′24.4875″	133°04′18.5040″
2	34°53′23.9630″	133°04′20.9259″
3	34°53′13.4596″	133°04′21.1173″
4	34°53′12.6325″	133°04′22.5550″